

算定期間の定められている検査(泌尿器科関連で行われているもの)

平成28年の改定で通知により「算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までの1週間又は月の初日から月の末日までの1か月を単位として算定する」とされている。

「算定回数が複数月に一回又は年に一回とされている検査を実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に前回の実施日（初回である場合は初回である旨）を記載する。」

例

月に一回と定められている検査を2月中に施行したときは、3月1日以降になれば再度算定可能

3月に一回と定められている検査を2月中に施行したときは、5月1日になれば再度算定可能

区分番号	検査名	点数		備考
D001 10	アルブミン定量（尿）	99	3月	糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）
D001 9	トランスフェリン（尿）	98	3月	
D001 16	Ⅳ型コラーゲン（尿）	184	3月	
D001 19	シュウ酸（尿）	200	1年	再発性尿路結石患者におこなった場合
D005 9	ヘモグロビンA1C（HbA1C）	49	1月	妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
D006-15	膀胱がん関連遺伝子検査	1597	経尿道的手術後2年以内に2回	膀胱がんの患者であって、上皮内癌（CIS）と診断され、過去に区分番号「K803」膀胱悪性腫瘍手術の「6」経尿道的手術を行った者。同時に膀胱鏡により、膀胱がん再発の所見が認められないことを確認した患者に対して実施した場合に限る
D007 17	グリコアルブミン	55	1月	妊娠中の患者、1型糖尿病患者、経口血糖降下薬の投与を開始して6月以内の患者、インスリン治療を開始して6月以内の患者等については、いずれか1項目を月1回に限り別に算定できる。
D007 21	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール（1,5AG）	80	1月	
D007 23	総カルニチン及び遊離カルニチン	95	① 1月 ② 6月	① 先天性代謝異常症 ② 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症
D007 31	ペントシジン	118	3月	
D007 32	イヌリン	120	6月	
D007 29	シスタチンC	115	3月	
D007 62	1,25-ジヒドロキシビタミンD3	388	3月	活性型ビタミンD3剤による治療開始後1月以内においては2回
D008 19	脳性Na利尿ペプチド（BNP）	130	1月	
D008 21	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）	136	1月	
D008 25	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX）	156	6月	骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回
D008 26	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ（TRACP-5b）	156	6月	診断補助として1回、その後6月以内に経過観察として1回、治療方針変更後6月以内に1回に
D008 24	低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）	154	6月	治療開始前においては1回
D008 34	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体（β-CTX）（尿）	169	6月	治療開始前においては1回

D008 35	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- β 異性体 (β -CTX)	170	6月	治療開始前においては1回
D008 39	デオキシピリジノリン (DPD) (尿)	191	6月	骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回、その後6月以内の薬剤効果判定時に1回
D009 2	α -フェトプロテイン (AFP)	98	1月	
D009 9	前立腺特異抗原 (PSA)	121	3月	検査結果が4.0ng/mL以上3回を上限
D009 31	S2, 3 PSA%	248	3月	前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度
D009 32	プロステートヘルスインデックス (phi)	281	3月	前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度
D009 10	PIVKA-II半定量又は定量	131	1月	
D026	検体検査判断料		1月	
D216-2	残尿測定検査 超音波によるもの 導尿によるもの	55 45	1月に 2回限度	
D217	骨塩定量検査 DEXA法による腰椎撮影 MD法、SEXA法等 超音波法	360 140 80	1年に1 回に限り 算定する。 骨粗鬆症 の治療を 開始した 日から起 算して1 年以内の 場合には 4月に1 回	骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定
D286-2	イヌリンクリアランス測定	1280	6月	
D290-2	尿失禁定量テスト (パッドテスト)	100	1月	